

鳥取市温泉事業配湯条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第13号

鳥取市温泉事業配湯条例の一部を改正する条例

鳥取市温泉事業配湯条例（平成16年鳥取市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表その他配湯の項中「病院、診療所又は福祉施設に配湯するもの」を「病院、診療所若しくは福祉施設又は農業用施設に配湯するもの」に改め、同表特別配湯の項を削る。

別表第1項の表特別配湯の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。